

国民健康保険

第3期特定健康診査等

実施計画を策定しました

■問い合わせ 住民課国保医療グループ（☎74-3002）



て、有病率（1ヵ月平均の被保険者数に占める患者数）は横ばいでした。

○生活習慣病について

生活習慣病に関する医療費は平成26年度から平成28年度にかけて、医療費全体と同様に若干減少しました。

しかし、平成28年度においても生活習慣病の医療費は、約1億7千万円かかっていて、「糖尿病」、「脂質異常症」、「高血圧性疾患」はそれぞれ3千万円以上かかっています。

これらの病状が進行すると透析へ移行する恐れがあるため、医療費の適正化にあたっては生活習慣病新規患者の発生や既存患者の病状の進行を抑えることが重要と考えられます。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、第1期特定健康診査等実施計画、第2期特定健康診査等実施計画を策定し、国民健康保険の医療保険者として、生活習慣病を予防するためにメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査と特定保健指導を実施してきました。

前計画の計画期間満了を迎えたことから、前計画の実施状況を踏まえた「第3期特定健康診査等実施計画」を策定しましたので、その概要についてお知らせします。

メタボリックシンドロームに着目する理由

生活習慣病はメタボリックシンドロームに起因するケースが多く、肥満に加えて高血糖、高血圧、脂質異常などの状態が重複した場合に発症リスクが高くなります。メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施により、被保険者が運動や食事など生活習慣病を改善して健康的な生活を実践し、医療費の伸びが抑制されることを目指しています。

計画の性格と計画期間

この計画は、厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針に即して、次の事項を定めています。

- ① 特定健康診査などの具体的な実施方法に関する事項
- ② 特定健康診査などの実施とその成果に関する具体的な目標
- ③ その他、特定健康診査などの適切で有効な実施のために必要な事項

また、計画期間は平成30年度から平成35年度までの6年間としています。

洞爺湖町国民健康保険加入者の医療費の状況

平成26年4月から平成29年3月診療分レセプト（診療報酬の明細）を分析した結果、国保加入者の医療費全体と生活習慣病については、次のとおりとなっています。

- 医療費全体について

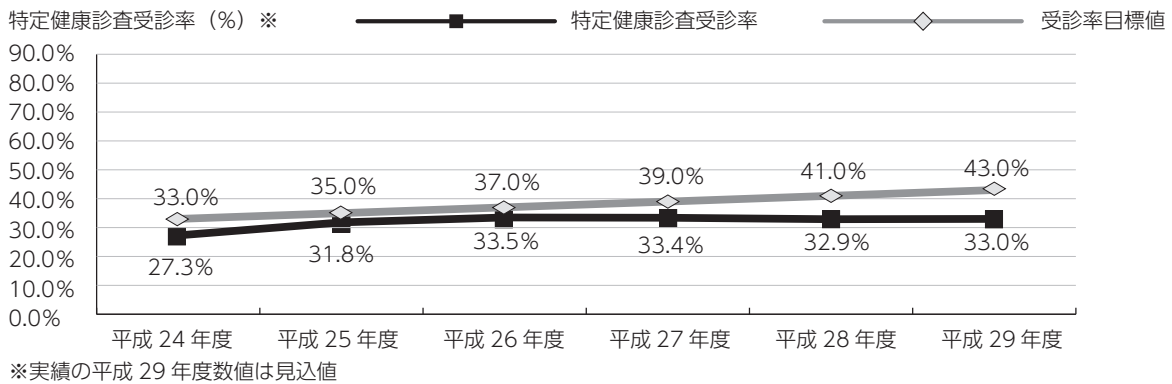
医療費は平成26年度から平成28年度にかけて、若干減少しました。また、同期間で被保険者数とレセプトの減少が認められ、それに伴い1人当たり医療費も減少しました。

一方、レセプト1件当たりの医療費は若干増加してい



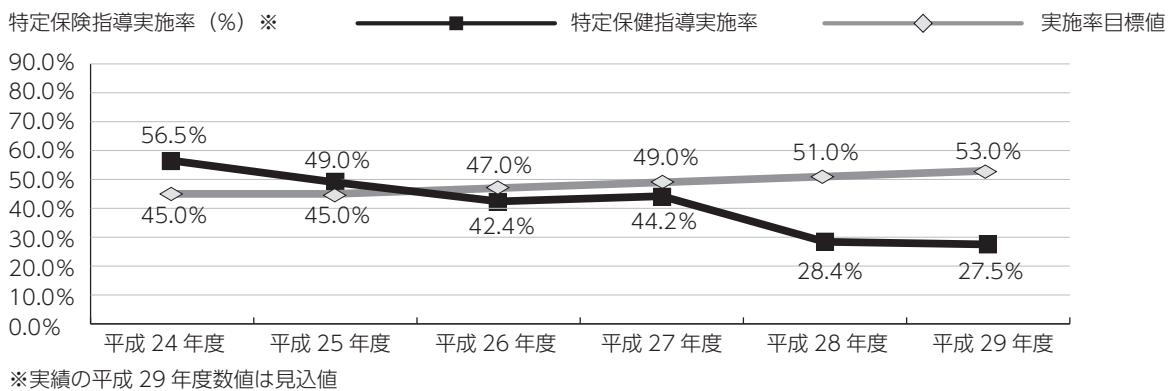
特定健康診査の受診率

特定健康診査の受診率は平成 24 年度から平成 26 年度まで増加していましたが、平成 27 年度と平成 28 年度はわずかに減少しました。どの年度も目標値を下回っていて、受診率向上の更なる対策が必要になっています。



特定保健指導の実施率

特定保健指導の実施率は、平成 24 年度と平成 25 年度は目標値を上回っていますが、平成 26 年度以降は下回っています。特に、平成 28 年度以降は大きく下がっていて、実施率向上の対策が求められます。



特定健康診査などの実施に関する目標

特定健康診査の実施率

第 2 期計画では、最終年度の目標値を 43%としていましたが、目標を達成できていません。このため、この計画では、計画初年度の平成 30 年度の目標値を 35%とし、最終年度を 45%としています。

特定保健指導の実施率

第 2 期計画では、最終年度の目標値を 53%としていましたが、こちらも目標を達成できていません。このため、この計画では、保健指導の実施方法の工夫や特定健診後の働きかけを強化して、実施率の向上を目指します。目標値は、平成 30 年度を 45%として、最終年度の目標値を 55%としています。

項目	年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
特定健康診査の実施率		35%	37%	39%	41%	43%	45%
特定健康保健指導の実施率		45%	47%	49%	51%	53%	55%

特定健康診査などの実施に関する目標

特定健康診査の実施場所、実施時期、健診機関と実施項目に関しては、健康福祉センターさわやかより来年 4 月にお知らせがあります。